

特集

障害基礎年金の制度的課題と生活問題

障害年金の認定問題

成人先天性心疾患患者の運動から

下堂前 亨

要旨 先天性心疾患による内部障害のために生活上の困難を抱えている患者は多いが、障害年金を受給することは障害認定のシステムと認定基準に問題があり高いハードルがある。2015年の心臓病の認定要領の改訂後、さらに受給が困難になった。成人期を迎えた先天性心疾患患者（成人先天性心疾患患者）の多くが認定更新のさいに受給停止や降級の不安を感じている。2018年に全国で1010人の障害基礎年金受給者に支給停止の予告通知が届いたときには、全国心臓病の子どもを守る会も障害者団体と連携して、打ち切り・降級の実態と問題点を国に明らかにさせ、撤回させる運動に取り組んだ。また、同年、全国心臓病の子どもを守る会は、障害によって就労が困難なため収入が低いにもかかわらず親の援助のもとで生活せざるをえず障害基礎年金も受給できない成人した心臓病患者の実態を明らかにした。心臓病など内部障害の実態に合わない不合理な障害認定基準や認定医制度を改めなければならない。

キーワード 障害基礎年金、成人先天性心疾患、年金不支給

はじめに

先天性心疾患患者は、100人に1人の割合で生まれてくる。医療の進歩により9割以上の命が救われ、成人期を迎えられるようになった。現在、成人先天性心疾患患者は50万人に達していると言われている。その障害特性は、いわゆる成人病の虚血性心疾患のそれとは異なる点が多い。

しかし、身体障害者福祉法など福祉制度ごとの支給認定基準は、先天性心疾患患者の日常生活の困難を押し量るものにはなっていない。そのため、公正を欠く支給判定が行われ、社会生活上の困難を抱えているにもかかわらず制度の谷間におかれている患者が多数存在している。とりわけ、障害年金制度においては、根本的な基準に問題があるうえ、2015年に行われた心臓病の認定要領

の改訂以後、さらに受給が困難になっている。

2018年、障害基礎年金受給者1,010人に、「支給停止」予告の通知が届いたことが報道された。患者・障害者運動により、通知を受け取った障害者の支給を継続させたが、認定基準の見直しをはじめとした様々な問題が残されたままである。また、受給中の他の患者や今後新たに申請をする患者に、心臓病者が障害年金を受給するには厳しい状況が待っていると示すこととなった。

障害年金は、障害認定基準においてもその金額においても、所得保障制度として十分機能していないという根本的な課題は心臓機能障害者に限らず、すべての障害者共通の問題である。本稿においては、成人先天性心疾患患者の障害認定問題を通して現行制度の問題点を考えていきたい。

1 障害基礎年金打ち切り予告と降級問題

(1) 突然の打ち切り予告通知

障害基礎年金を受給者は、多くの場合1～5年

のごとに「障害状態確認届」を提出する。その障害の状態によって期間は異なるが、内部・知的・精神障害では比較的短く設定されている。心臓病の患者は、更新ごとに「支給停止になるのではないか」という不安を抱えて過ごしており、全国心臓病の子どもを守る会（以下、守る会）には日常的に「降級」や「支給停止」の相談が寄せられている。

2017年12月、20歳前障害（20歳前に初診日がある障害者）で障害基礎年金2級を受給していた先天性心疾患患者のところへ、日本年金機構から「障害等級等に関するお知らせ」という通知が届いた。以下のような内容であった。

「この度の診断書（障害状態確認届）の審査結果及び次回の診断書の提出の時期に関するお知らせを送付します。／お客様の障害の程度については、本年にお客様から提出された診断書により審査したところ、障害基礎年金を受給できる障害の程度にあると判断できませんでした。／しかしながら、これまでの経緯を踏まえ、本年に関しては、従前と同様に支給することとしたうえで、次回（平成30年度）に、改めて診断書をご提出いただくこととなりました。したがって、次回の診断書において障害状態を確認し、記載内容が今回と同様と認められる場合には、支給停止となることもあります。／つきましては、次回診断書の提出の際には、障害認定基準を踏まえ、記載漏れ等が無い診断書を提出いただきますようお願いいたします。」

通知の内容は、従来出されていた診断書では障害基礎年金には該当しないが、1年間は猶予期間を設ける。しかし、もう一度同じ内容で診断書が出された場合には、「支給停止」となるという

表1 障害基礎年金受給者の障害状態確認届の処理内訳（2017年度）

(単位：人)				
順番	診断書の種類	20歳前障害基礎年金		20歳以後障害基礎年金
		1年後再審査者	停止者	停止者
1	眼	24 (2.4%)	24 (2.4%)	24 (2.4%)
2	聴覚・言語機能・そしゃく等	39 (3.9%)	39 (3.9%)	39 (3.9%)
3	肢体	101 (10.0%)	101 (10.0%)	101 (10.0%)
4	呼吸器疾患	29 (2.9%)	29 (2.9%)	29 (2.9%)
5	循環器疾患	496 (49.1%)	496 (49.1%)	496 (49.1%)
6	腎・肝・糖尿病	91 (9.0%)	91 (9.0%)	91 (9.0%)
7	血液・造血管器疾患・その他	230 (22.8%)	230 (22.8%)	230 (22.8%)
8	精神	— —	— —	— —
合 計		1,010 (100.0%)	1,282 (100.0%)	2,933 (100.0%)

(参考) 20歳前の障害による障害基礎年金受給者数は、1,041,041人（平成28年度末）
20歳以後の障害による障害基礎年金受給者数は、799,981人（平成28年度末）

【厚生労働省資料】

「打ち切り予告」のようなものであった。受け取った患者は、提出した診断書は前回提出したものと内容に変わりがなく、手術によって改善してもおらず、就労ができない状況にも変化がなかったため、書面の内容に愕然とした。

守る会でこの情報を配信したところ、同様のケースに該当するという反応が5人の患者から返ってきた。その後、同時期1級受給者の中に、事前の通知もなく診断書の内容に変化がないのに2級に降級になっている人がいることがわかった。

守る会の会員から相談があり、審査請求を行ったが判定は覆らなかった。本人は、重度の先天性心疾患であり、就労ができる状態にもなく、収入は障害基礎年金のみで、生活は親の支援に頼っている状況であった。

また、約1,000人の20歳以降の障害基礎年金受給者が、同様に通知もなく支給停止となっていることがわかった。

(2) 障害者運動により全容が明らかに

その後、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（以下、障全協）と守る会独自の厚生労働省（以下、厚労省）との交渉によって、詳細が明らかになった。厚労省によると、障害基礎年金「支給停止」の通知が届いたのは全国で1,010人、その障害の内訳や都道府県別の数字が示された。